

【新設】(欠損金の繰戻しによる還付における災害損失の額の計算)

17-2-8 12-2-1 から 12-2-15 まで《滅失損等の計上時期等》は、法第 80 条第 5 項《欠損金の繰戻しによる還付》において準用する同条第 1 項の規定を適用する場合の災害損失の額（令第 154 条の 3 第 4 項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に規定する損失の額をいう。）の計算について準用する。

【解説】

本通達では、法人が法人税法第 80 条第 5 項《災害損失欠損金の繰戻しの還付》の規定の適用を受ける場合において、法人税法施行令第 154 条の 3 第 4 項《欠損金の繰戻しによる還付をする場合の解散等に準ずる事実等》に規定する損失の額を計算するに当たっては、法人税基本通達 12-2-1 から 12-2-15 まで《滅失損等の計上時期等》の取扱いを準用することを明らかにしている。